

美咲町環境整備事業補助金交付の流れ（指定ごみ集積場整備事業補助金：新設）

※補助金交付申請は、必ず、事業を始める前にお願いします。

※新設補助金は原則として、【美咲町指定ごみ集積場の設置及び管理に関する要綱】に基づく指定を受けたごみ集積場の統合による新設に対して補助します。なお、それ以外の新設補助金は、あらかじめ指定を受けることなどの条件を付して認める場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

①補助金交付申請

各地区（自治会・常会等）で、指定ごみ集積場の新設要望箇所が決定したら、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、代表者の名前で役場住民生活課又は各総合支所地域振興課へ申請してください。

○提出書類

申請書・新設を依頼する業者からの見積書・着工前写真



②補助金交付決定

役場では、申請書が提出されたら、内容を審査し、補助金の交付を決定・不決定します。

※変更等が発生する場合

事業内容等に係る事項を変更する場合、美咲町補助金等交付規則第10条に基づき、あらかじめ補助事業等計画変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

事業を中止もしくは廃止する場合、補助事業等中止（廃止）申請書（様式第5号）を提出し、町長の承認を受けてください。



③指定ごみ集積場新設

申請者は交付決定通知書を受け取ったら、業者に依頼等し、指定ごみ集積場を新設します。申請者において支払いを済ませ、領収書を受け取ってください。



④実績報告

申請者は、指定ごみ集積場を新設し、支払いを済ませたら、事業の完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて、代表者の名前で役場住民税務課又は各総合支所地域振興課へ実績を報告してください。

○提出書類

実績報告書・領収書（写）・写真（完成写真）



⑤補助金交付確定

役場は実績報告書が提出されたら、内容を審査し、交付する補助金の額を確定し、額確定通知書（様式第9号）を送付します。



⑥補助金交付請求

申請者は、額確定通知書を受け取った後、補助金請求書（様式第10号）を役場へ提出してください。その際、補助金の振込先の口座をお知らせください。

○提出書類

請求書・振込先申請書・振込先口座（写し）



⑦補助金支払い

役場は、補助金請求書が提出されたら、口座振込により補助金を支払います。

注意事項

※補助金対象年度の3月31日までに、必ず事業を完了してください。